

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の  
 変更案に対する意見及びその考え方  
 （電気通信事業法施行規則等の一部改正を踏まえたコロケーション手続等に係る変更）（案）

1. 中継ダークファイバ・局舎スペース等の過剰保留を抑制する仕組みの整備

意 見	再 意 見	考 え 方
意見1 コロケーションリソース等の過剰保留の抑制措置に賛同。	再意見1	考え方1
<p>○ 不要または過剰なリソース保留を抑制するために、現在設けられている保留期間を廃止することは、有効な手段の一つであると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 中継ダークファイバ・局舎スペース等の過剰保留を抑制する仕組みの整備については、中継ダークファイバ・局舎スペース等の利用確認が改正前よりも円滑に行なえることが期待できるため、賛成します。</p> <p>(アッカ・ネットワークス)</p> <p>○ 中継ダークファイバ、局舎スペース等が実際には使われないまま過剰に保留されているために空きがなくなり、本当に必要な事業者が利用できない状況を抑制する仕組みとして、NTT 東西殿の今回の申請の主旨そのものには賛同いたします。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	—	—
意見2 リソースの保留を要しない申込みを新たに整備したことに賛同。	再意見2	考え方2
<p>○ 接続事業者のネットワーク構築において、設計時点における予備的情報の入手が可能となり、コロケーションリソース等(局舎スペース等、中継ダークファイバ)</p>	—	—

<p>イバ)の過剰保留を抑制し有効なリソースの活用を行うために一定の効果があるものと考え賛成いたします。</p> <p>(ビック東海、ザ・トーカイ)</p>		
<p>意見3 リソース保留を要しない申込みを整備したとしても、当該申込みを実施した後に、さらに線路設備調査又は接続申込み等を行う必要があり、従来と比べて2倍の期間と調査費用が必要となるため、実効性がない。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ NTT 東西は接続約款変更案に係る説明会(2007年9月12日)において、設備保留を伴わない事前照会手続きを整備したとして、違約金発生を避けるためにこれを活用してコロケーションリソース等の利用可否を確認した上で、引き続き設備保留を伴う線路設備調査及び接続申込み又は相互接続点調査及び設置申込みを実施することを推奨しています。しかしながら、コロケーションリソースを確保するためには、事前照会申込みを実施した後に、さらに線路設備調査及び接続申込み又は相互接続点調査及び設置申込みを行う必要があり、従来と比べて2倍の期間と調査費用が必要となるため、実効性がないものと考えます。また仮に線路設備調査及び相互接続点調査の期間を短縮する等の手続改善を行った場合であっても、事前照会の回答後に他の接続事業者による線路設備調査又は相互接続点調査に係る申込みが行われた場合には事前照会の回答にもかかわらずコロケーションリソース等が確保できない可能性があることから、本手続は無料保留期間を全て廃止することを代替する手続きとしては不十分であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ ソフトバンク BB 株式会社様、ソフトバンクテレコム株式会社様、ソフトバンクモバイル株式会社様より提出されております意見書の「設備保留を伴わない事前照会手続きを整備(は)・・・中略・・・実効性がない」とするご意見に賛同いたします。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	<p>○ 平成19年3月付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(以下「答申」という。)に示したとおり、接続事業者からの申込みのうち、相当程度が利用されずキャンセルされている実態を踏まえると、中継ダークファイバ及び局舎スペース等(以下「コロケーションリソース等」という。)の手続における非効率性を排除し、その有効活用を図る観点から、当該リソース等に係る調査回答と保留が一体として運用されている現行ルールを見直し、必要な場合のみ保留が行われるようにすることが適当である。</p> <p>これを踏まえ、今回の変更案は、コロケーションリソース等の保留を要する申込手続に加えて、保留を要しない申込手続も選択的に利用可能とするものであり、これはコロケーションリソース等の過剰保留の抑制に資するものであることから、改めて調査申込を行う期間等を要することをもって、その実効性が否定されるものではない。</p> <p>ただし、今後の運用実態を踏まえ、具体的な問題点等が生じた場合には、必要に応じ、当該手続の見直しを行うことが適当と考えられる。</p>

○ 本変更案では、中継ダークファイバ及び局舎スペース等（以下「コロケーションリソース等」という。）の過剰保留を抑制することを目的として、違約金を要しない保留期間の廃止が規定されていますが、この規定は、2つの理由にて適切ではないと考えます。

① 接続事業者側の手続きの実態を考慮していない。

当社では、自らのネットワークの構築計画にしたがって、調査手続きを行っていますが、調査段階ではNTT東西の各コロケーションリソース等が利用可能（“各コロケーションリソース等として”もしくは“ネットワーク全体として”）かどうかは確定していないため、調査回答受領後に改めて内容精査をおこない、設置並びに接続申込を行っています。

このように、接続事業者側の必要とするコロケーションリソース等が、必要とするタイミングで必ずしも利用出来ない現行ルールにおいては、調査申込と接続申込を同一とする手続きは、実態上問題があると考えます。

また、後述するように、結果として利用出来ないコロケーションリソース等に対しても、違約金の請求を認めることは、公正なルールとは言えません。

② 新設された“保留なし手続き”は、利用用途がない。

この“保留なし手続き”については、“保留あり手続き”と、同じ調査期間が規定されており、かつ接続事業者が現にコロケーションリソース等を利用しようとする場合には、改めて“保留あり手続き”を行わなければならない、ネットワーク構築に要する期間が単に長期化するだけで、接続事業者としては利用するメリットが全くない手続きと言えます。

このように、上記の変更案は、接続事業者に対し

<p>てデメリットが多く、円滑なネットワーク構築手続きを妨げる内容になっているのみで、過剰保留を抑制する効果は期待出ないと考えます。また、「「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(案)に対する意見及びその考え方”の考え方 45 で示されているような過剰なルールに該当すると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>		
<p>意見4 「調査回答」=「設置(接続)申込承諾」とすると、調査回答後に接続の要否を検討する機会が奪われ事業活動に支障を来すことから、1か月程度の検討期間(無料保留期間)が必要。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 今回の変更案には、答申の趣旨を超えた規定が含まれていると考えます。</p> <p>例えば、局舎スペースと電力の双方が利用可能でない限り、実質的に接続事業者がコロケーションを行えないにも関わらず、今回の変更案では必ず違約金が発生することとなり、過剰な対策であると考えられます。</p> <p>従って、以下のとおり今回の変更案を見直すことが適当であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無駄なコロケーションリソースを保留しないためには、接続事業者の努力が必要である一方、NTT東・西の中継ダークファイバ・局舎スペース等に関する開示情報の更新頻度(現状の更新基準は不明確)及び精度(現状A～Dの4ランクで表示)を上げることや、調査期間を短縮することも大変重要です。NTT東・西においては開示情報の更新頻度の増加・改善と、調査期間の短縮に努めるべきです。</li> <li>・上記対策が行われるまでの当面の間、「調査回答」=「設置(接続)申込承諾」とするのではなく、接続事業者側の検討期間として1ヶ月を確保すべきです。</li> </ul>	<p>○ 左記意見に賛同致します。</p> <p>無駄なコロケーションリソースを保留しないためには、接続事業者の努力が必要である一方、NTT東・西が調査期間を短縮すること等も大変重要です。双方の努力によって、コロケーションリソース等の調査と利用／解除のサイクルを短縮化することは、リソースの有効活用に資すると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ コロケーションリソース等については、接続事業者様が一旦リソース保留されたにもかかわらず、利用されることなくキャンセルされるといった過剰保留が多く発生している状況にあります(中継ダークファイバの場合、申込みの約4割、局舎スペース等の場合、申込みの約5～6割がキャンセル)。また、キャンセルの大多数(中継ダークファイバ、局舎スペース等のキャンセルの約7～8割)は、無償保留期間のぎりぎりまで保留した後、利用されることなくキャンセルされている状況にあります。</p>	<p>○ 今回、コロケーションリソース等に関する情報提供等の規定を整備することにより、接続事業者は、接続の申込み前に、当該リソース等の利用可否を確認しその内容を十分に検討することが可能である。また、考え方5に示す措置も併せ講ぜられることとなることを考えると、事業者が、調査回答後に接続の要否を検討するための期間を設定する必要はないと考えられる。</p> <p>ただし、これらの措置の有効性を検証するため、NTT東西は、接続事業者からの要望に応じて、コロケーションリソース等の利用に係る協議を実施した場合、その実施状況について、四半期毎に行政当局に報告することが適当である。行政当局においては当該報告を踏まえ、平成19年度末を目途に、当該措置による手続の見直しについて、その要否を含め、改めて検討することが適当である。</p> <p>なお、NTT東西においては、コロケーションリソース等の更なる有効活用に向け、調査期間の一層の短縮化に努めることが適当である。</p>

<p>(KDDI)</p> <p>○ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)による今回の接続約款変更は、全般的にコロケーション手続において従来あった無料保留期間を廃止し、厳密な違約金徴収規定を導入する等、接続事業者における中継ダークファイバ、局舎スペース、電柱、加入ダークファイバ及び局内光ファイバ等(以下、「各種設備等」という。)の利用手続を過度に制限するものであり適当でないものと考えます。</p> <p>NTT 東西においては、指定電気通信設備を所有する第一種指定電気通信事業者として、常により一層の設備開放及び公平性の確保が求められているところです。この点で、今回の接続約款変更案において違約金の徴収や設備保留に係る規定を明確化することにより、従来個別の事業者ごとに定めていた運用について事業者間の公平化が図られたことには一定の評価をすところす。しかしながら、接続事業者に接続の要否に係る検討期間を与えないまま違約金を徴収する等、過度に NTT 東西の都合を優先した規定への変更を実施することは、NTT 東西の利用部門と接続事業者との同等性の確保をより一層困難にさせるものと考えます。</p> <p>また、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(2007年3月30日。以下、「答申」という。)においては、コロケーション等が一層円滑に行われることが目的とされているところです。例えば今回の接続約款変更案にある局舎スペース工事着手から工事完了までの期間が無期限に延長可能であったものに一定の制限を加えるといった規定整備は、各種設備等の過剰保留の解消につながるものであり、一定の妥当性があるものと考えますが、無料保留期間を全て</p>	<p>今般、こうした状況を改善するために、リソースの過剰保留を抑制する観点から、情報通信審議会答申(「回答と保留が一体として運用されている現行ルールを見直し、必要な場合にのみ保留が行われるようにするとともに、無料保留期間を短縮すること等により、不要な保留を抑制する仕組みにすることが適当」等)が示されたことを受け、当社は、以下の仕組みの導入を内容とする接続約款変更認可申請を行ったものであり、これら仕組みを組み合わせて利用いただくことで、有限なりソースの有効活用が図られるものと考えております。</p> <p>①調査回答とリソースの保留が一体となっている現行ルールを見直し、リソースの保留の可否を選択できる手続の整備</p> <p>②保留を要する申込みがなされた場合の無償保留期間の廃止</p> <p>③保留期間の短縮</p> <p>④中継ダークファイバの空き芯線がない区間における代替区間等に関する情報提供の手続の整備</p> <p>⑤新たにコロケーションリソース等に空きが生じた場合の、その旨の情報提供</p> <p>なお、当社としては、接続事業者様のご意見等を踏まえ、接続事業者様が複数のリソースを一体として利用することを希望される場合に、一部のリソースが提供不可であった場合の対処について検討する考えです。</p> <p>ただし、「現行同様、一定期間の無償保留期間を設けるべき」とのご意見については、リソースの過剰保留の抑制に逆行するものであることに鑑み、それを採用することは適当でないと考えております。</p>	
--	--	--

<p>廃止することにより接続事業者の各種設備等の利用      手続を困難にさせることは、接続事業者によるコロケ      ーション等の利用の差し控えを誘引する可能性があ      り、コロケーション等が一層円滑に行われることを目      的とした答申の趣旨に逆行するものであるため、認め      るべきではないものと考えます。答申の目的を達成      するためには、各種設備等の過剰保留を厳格に      抑制するだけでなく、NTT 東西の接続約款変更とそ      れにあわせて策定する具体的な運用ルールにおいて、      接続事業者の実際の運用に即した形で一定期      間の合理的な無料設備保留を認める等、各種設備      等の利用を促進する措置を最低限担保する必要が      あると考えます。</p> <p>今回の接続約款変更に伴い、従来 NTT 東西の線      路設備調査及び相互接続点調査結果回答後接続申      込み、設置申込みや工事着手までの間に一定の無      料設備保留期間(中継ダークファイバの場合で最大      3 ヶ月間、局舎スペースの場合で最大 6 ヶ月間)が      あったものが全て廃止されており、NTT 東西への線      路設備調査及び接続申込み又は相互接続点調査及      び設置申込みを同時に行い、当該調査結果の回答      と同日から違約金が生じるという規定に変更されて      います。この接続約款変更案は、以下に挙げるとお      り接続事業者における中継ダークファイバ及び局舎      スペース等(以下、「コロケーションリソース等」とい      う。)の利用手続を過度に制限するものであり、認め      るべきでないものと考えます。</p> <p>接続事業者の一般的な業務運用において意図せ      ん違約金が生じることは望ましくないことから、従来      の接続約款規定において相互接続点調査回答又は      線路設備調査回答を受け取った後 1 ヶ月以内に相      互接続点設置申込み又は中継ダークファイバの接      続申込みを要するとして接続事業者における検討期</p>	<p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
--	------------------------	--

間を確保していたことをふまえ、従来規定と同様に調査回答後、相互接続点設置申込み又は中継ダークファイバの接続申込みまで1ヶ月間の無料保留期間を確保することが最低限必要であると考えます。こうした運用を実現することにより、前述の(1)から(3)の場合においても接続事業者は接続要否の判断を行うのに必要な検討期間を確保し、意図せぬ違約金の発生を避けることが可能となります。また、この修正内容であれば、答申におけるコロケーション等が一層円滑に行われること及び設備の過剰保留解消という趣旨の双方が十分に達成できるものと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- 本変更案で規定されている違約金の有無に基づく手続きの選択では、コロケーションリソース等の問題は根本的には解決せず、NTT東西と接続事業者の双方にメリットが出るような手続きルールにすべきと考えます。

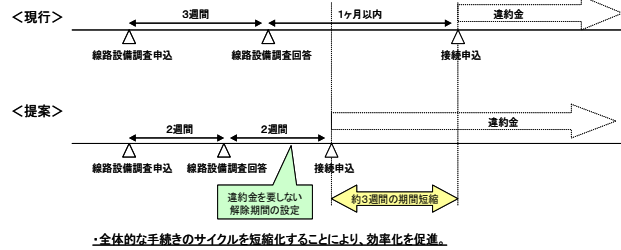
具体的には、保留期間の短縮(局舎スペース等)と同様な考え方で、別添のとおり、コロケーションリソース等の調査と利用/解除の現行サイクルを短縮化することによって、リソース有効活用の効果が得られると考えます。

これによって、接続事業者では調査回答の早期受領、NTT東西では接続事業者からの利用の意思判断の早期回答を実現することが出来ると考えます。

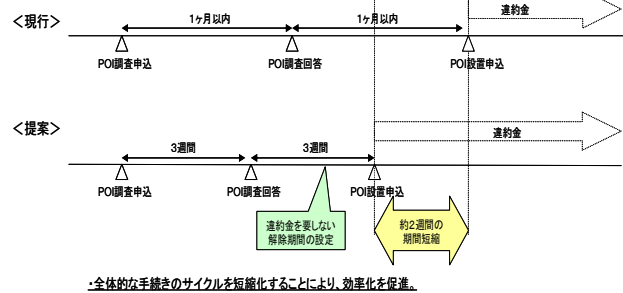
(イー・アクセス、イー・モバイル)

(別添)

■ 中継ダークファイバ



■ 局舎スペース等



○ 無料期間を廃止して調査回答時点からの違約金を設定することに反対します。

本件に係る他事業者の意見にもあるように、接続事業者が複数局舎のコロケーションリソース等を利用してネットワークを構築しようとする際に、いずれかの局舎スペース等、または中継ダークファイバにおいてリソースの提供が受けられない場合、申込みを行った一部または全部をキャンセルすることが想定されます。

仮に保留を要しない申込みを事前に行って予備的信息を入手した後に保留を要する申込みを行った場合でも、現実的にリソースの提供が受けられないケースが想定され、その際にリソースの枯渇を予見で



<p>きない接続事業者が調査回答日にキャンセル申込みをしても費用負担が発生することは合理的ではないと思われま。</p> <p>なお、保留を要する申込みにおいて、現状の無料保留期間(局舎スペース等:最大6ヶ月、中継ダークファイバ:最大3ヶ月)を短縮し、最低限の無料保留期間(例:最大1ヶ月等)を設定することで過剰保留を抑制する本件の目的を達成できると思われま。</p> <p>(ビック東海、ザ・トーカイ)</p> <p>○ 事業者としては申し込みなくしては NTT 東西殿からの正式な提供の可否を知ることができない中、一方的に違約金が発生し、事業者側としての申し込みの検討する余地を奪われ事業活動への支障をきたすものと考えま。</p> <p>従いまして、いきなり保留期間を廃止するのではなく、現在可能となっている保留延伸の制度のみを廃止し(保留期間は1ヶ月のみとなるが、これにしても上述のとおり、回答が一度に揃わない現状では余裕のある期間とはいえない。)、運用実績を踏まえた後に必要があれば、保留期間の廃止について検討するというステップがあってもよいのではないかと考えております。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>		
<p>意見5 複数のコロケーションリソース等を一体として利用する場合、一部リソースの利用不可によって、既に利用可能となった他のリソースをキャンセルすることもあり得る。申し込んだリソース等の一部でも利用不可となった場合、全てのリソース等を違約金なしにキャンセルできるように要望。</p>	再意見5	考え方5
<p>○ 接続事業者が希望する局舎スペース・電力等のコロケーションリソースを全て利用したい場合は、コロ</p>	<p>○ 左記意見に賛同致します。 接続事業者が複数の局舎をまたがるコロケーシ</p>	<p>○ 接続事業者の指摘のとおり、局舎スペース、電力等の複数のコロケーションリソース等を一体と</p>

<p>ケーションリソースが一部でも不足する場合は「利用不可」で回答する等、パッケージ単位(局舎スペース+電力等)での調査回答を受けられるような措置が必要です。すなわち、局舎スペース・電力等のコロケーションリソース毎の個別回答による違約金適用は行わない規定とすべきです。</p>	<p>ョンリソース等の利用により網構成を行う場合であって、いずれかの区間の中継ダークファイバや局舎スペース等のコロケーションリソースが不足すれば当該複数局舎全ての利用を取りやめると意思表示した場合は、違約金の適用対象外とすべきです。</p>	<p>して利用することとしている場合、当該リソース等の一部について利用不可の回答があったときは、その他のリソース等もキャンセルせざるを得ないが、この際、違約金が発生することは適当でないと考えられる。</p>
<p>(KDDI)</p>	<p>(KDDI)</p>	<p>したがって、NTT東西においては、複数のコロケーションリソース等を一体として利用することとする場合、その申込みも選択できるように措置するとともに、当該申込みを選択した場合の調査において、一部のリソース等が利用不可であった場合は、一体として利用不可との回答を行うことで、違約金が発生しないこととする等の措置を講ずることが適当である。</p>
<p>○ (1) 一体として利用するコロケーションリソース等の一部利用不可による違約金発生  各々の局舎スペースの利用に際しては、局舎スペースのほか、受発電設備、空調等の利用可否についても調査を実施し、個別のコロケーションリソース等の利用可否回答を得る中で、その一部が利用不可となった場合には当該相互接続点の設置(局舎スペースの利用)を取りやめることが、接続事業者における一般的運用です。このとき、今回の接続約款変更案では最終的な相互接続点の設置(局舎スペースの利用)を取りやめた場合に、事前に利用可否回答のあったコロケーションリソース等について違約金が生じることとなり、問題となります。</p> <p>(2) 複数局舎のコロケーションリソース等の一部利用不可による違約金発生  接続事業者が複数の局舎をまたがるコロケーションリソース等の利用により網構成を行う場合、いずれかの区間の中継ダークファイバや局舎スペース等について利用不可となった場合、当該複数局舎にまたがる網が確保できないため、一般的に接続事業者は当該複数局舎全ての利用を取りやめます。このときも(1)の場合と同様に、事前に NTT 東西より利用可否の回答を得ていた局舎のコロケ</p>	<p>○ 多くの接続事業者からも意見がありますように、コロケーションリソースの一部(または、一局舎、中継ダークファイバの一区間)が不可回答の場合は、その他のリソースを解除するケースが発生しますので、調査回答イコール POI 設置申込とするには不適切と考えます。</p> <p>解決策(例)として以下のような個別の対応も想定できますが、NTT 東西殿ではリソース内容における接続事業者の利用可否を一律に判断できないこと、一部不可回答受領後であっても接続事業者でネットワーク計画に基づき精査の必要があることなどから、いずれの例も、現実的ではなくかつ両者の業務運用が煩雑になるのみで、実効性も見込めず、適切ではないと考えます。</p> <p>&lt;適切ではない例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT 東西殿による一部のリソース可回答を廃止し、一部でもリソース不可がある場合は全てのリソースを不可回答にする。</li> <li>・コロケーションリソース毎に接続事業者の解除理由に応じて、違約金発生の有無を判断する。</li> </ul> <p>したがって、接続事業者の観点からは、必要最低限の保留期間の設定は必須と考えます。</p> <p>現行の運用をベースにして調査、回答、設置といった一連の手続きに係るリソース活用サイクルの短縮化を行うなど、NTT 東西及び接続事業者</p>	

<p>ーセッションリソース等について違約金が生じることとなり、問題となります。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 保留の要否が選択可能であっても、保留あり手続きにおいて違約金を要しない保留期間が廃止されることは、以下の理由により、接続事業者の利便性を損ねるものであり、現状の運用にそぐわない手続きであると考えます。</p> <p>■ 違約金を要しない保留期間の必要性について  接続事業者は、POI 調査費用、コロケーション費用等について、少しでも無駄な支出を抑えるために、綿密なネットワーク計画をたて必要最小限のリソースを確保するようにコスト削減を図っています。POI 調査内容が全てリソース確保できれば、回答イコール POI 設置として問題ありませんが、不可回答があった場合は、ネットワーク計画等を変更する必要があり、それに伴ったリソース解除も必ず生じます。接続事業者には、回答内容を精査したうえで利用可否の判断をする期間は必須であり、現行の違約金ルールがあるにも係わらず、結果的に利用できないリソース等に関して、新たに違約金を請求する手続きを追加すべきではないと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 当社の場合、コロケーションを実施するにあたっては複数リソース(例、電力+スペース)を必要とし、一部リソース(例、電力)に空きが無い場合にはコロケーションを断念することがありますが、今回の規定ではこの場合でも即日違約金が発生することとなりま</p>	<p>双方にメリットがあって、公平なルールの改善を望みます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ コロケーションリソース等については、接続事業者様が一旦リソース保留されたにもかかわらず、利用されことなくキャンセルされるといった過剰保留が多く発生している状況にあります(中継ダークファイバの場合、申込みの約4割、局舎スペース等の場合、申込みの約5~6割がキャンセル)。また、キャンセルの大多数(中継ダークファイバ、局舎スペース等のキャンセルの約7~8割)は、無償保留期間のぎりぎりまで保留した後、利用されことなくキャンセルされている状況にあります。</p> <p>今般、こうした状況を改善するために、リソースの過剰保留を抑制する観点から、情報通信審議会答申(「回答と保留が一体として運用されている現行ルールを見直し、必要な場合にのみ保留が行われるようにするとともに、無料保留期間を短縮すること等により、不要な保留を抑制する仕組みにすることが適当」等)が示されたことを受け、当社は、以下の仕組みの導入を内容とする接続約款変更認可申請を行ったものであり、これら仕組みを組み合わせることで、有限なリソースの有効活用が図られるものと考えております。</p> <p>①調査回答とリソースの保留が一体となっている現行ルールを見直し、リソースの保留の要否を選択できる手続の整備  ②保留を要する申込みがなされた場合の無償保留期間の廃止  ③保留期間の短縮  ④中継ダークファイバの空き芯線がない区間にお</p>	
---	---	--

す。

今回の規定整備の主旨は、コロケーションリソース等の過剰保留を抑制することを目的としており、保留期間の短縮自体は賛成致しますが、上記のような接続事業者の責めに因らない場合における違約金の発生を抑制する為にも、必要最低限の保留期間の設定は必要であると考えます。よって、例えば、コロケーションリソース保留の選択で要を選択した場合の違約金の発生開始については、回答後即ではなく、POI 設置申込期限(1ヶ月)までは無料保留とし、それ以降(POI 設置申込期限延伸時も含む)は、違約金対象とする等の対応を希望致します。

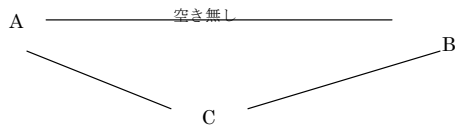
(ウィルコム)

○ 次のケースについては事業者として留保する意味がないため、申込内容の一部でも使用可能とならない場合には全て違約金なしでキャンセルできるようにすることを要望します。

#### 1.中継ダークファイバ関係

A 点-B 点間の直通の中継ダークファイバがなく、C 点を中継点とし A 点-C 点間と C 点-B 点間の中継ダークファイバの申込みを同時に行なったときに、1区間のみしか空きがないケース。

この場合は、空きがあった区間も含めて違約金なしでキャンセル可能とする。



ける代替区間等に関する情報提供の手続の整備

⑤新たにコロケーションリソース等に空きが生じた場合の、その旨の情報提供

なお、当社としては、接続事業者様のご意見等を踏まえ、接続事業者様が複数のリソースを一体として利用することを希望される場合に、一部のリソースが提供不可であった場合の対処について検討する考えです。

ただし、「現行同様、一定期間の無償保留期間を設けるべき」とのご意見については、リソースの過剰保留の抑制に逆行するものであることに鑑み、それを採用することは適当でないと考えております。

(NTT東日本、NTT西日本)

## 2.局内スペース等

局舎スペースのリソースにおいて、スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量の申込を同時に行なったときに、これらの一つでも利用できないものがあるケース。

この場合は、空きがあったリソースも含めて違約金なしでキャンセル可能とする。

(アッカ・ネットワークス)

○ 事業者が NTT 東西殿の局舎スペース等を利用する場合、①スペース、②受発電設備、③その他の附帯設備等のうち必要なリソースを組み合わせて利用することとなりますが、今回の申請内容説明会資料によりますと、

・①から③の POI 調査回答は、リソース毎に回答される。

・NG 回答となったものを除き、リソースは保留され、申込の撤回時は違約金が発生する。

という仕組みになるとのことです。事業者としては、例えばスペースと附帯設備が利用「可」であっても、仮に受発電設備が利用できない場合は、その局舎スペースを利用できないと判断し全体の申込を撤回するケースが想定されますが、この場合、「可」と回答された部分については必ずしも保留する意思がないケースであっても保留扱いとなり、撤回時には違約金の対象となり、事業者にとって不合理な負担を強いられます。

同様に、上記リソースごとの回答が仮に時間差において実施された場合、例えば当初の回答が「可」であって、最後に到着した回答が「不可」であった場合、最後の回答が到着する回答待ち時間まで違約金の対象として算入されることとなり、これについても不合理な負担であると考えております。

また、中継ダークファイバについても、中継ダークファイバを単体で利用するよりも、他の中継ダークファイバ区間や局舎スペース等と組み合わせて利用することが多いと考えられ、上記同様のことが発生します。

現在の課金がすでに個別開通を前提にしており、例えば局内光ファイバが開通前にも係わらず加入ダークファイバの課金が開始され事業者側が利用できない状況のまま負担を強いられている中、新たにこの違約金の仕組みが導入されますとより事業者側の負担を生じさせるものとなります。

従いまして、リソースを一体として利用を希望する場合については、無意味にリソースを保留し、不合理な違約金の負担を強いることがないような仕組みを導入することが必要であると考えます。

(グローバルアクセス、ヴェクタント)

○ 接続約款改正 第 10 条の 3 及び 5 項において、相互接続点調査及び設置申込みを行い、その回答をもって相互接続点の設置の申込みの承諾とします。と規定してあるが一部のリソースに NG 回答があった場合又、OKリソースに対して設置申込を撤回したい場合に、以下の問題があります。

①一部リソース NG の場合は、その NTT 局での工事は出来ない。回答をもって設置申込承諾となると、その局の他の OK リソースに対して申込みするか撤回するかを検討する余地がない。

②OK リソースに対して相互接続点の設置の申込みを撤回したい場合に、NTT が回答をしたその日に撤回をしても違約金が発生してしまいます。

要望

<p>回答内容の一部リソースにNGが有る場合は、OKリソースに対して、その NTT 局への設置の申込みをするかを、事業者が選択できるルールが必要である。</p> <p>調査申込みから回答までの間に計画の変更もありうるので、OK リソースに対して 5 営業日程度の、違約金開始日を遅らせる等の配慮をしていただきたい。</p> <p>(長野県協同電算)</p>		
<p>意見6 中継ダークファイバの経路が要望通りでない と想定される場合、キャンセルすることになるが、その際、違約金が発生する。要望通りの経路構成か否かが確認できるように、経路情報の開示が必要。</p>	再意見6	考え方6
<p>○ 現状、中継ダークファイバの申込みは起点及び終点を指定して行いますが、その経路については不明であり、NTT 東西の線路設備調査結果の回答時に開示されるケーブル長をもって予測するしかない状況です。このため、ケーブル長から最短距離でないことが予測される場合や、接続事業者の希望する網構成(異経路の確保等)でないことが予測される場合には利用を取りやめ、再度、線路設備調査申込みを行う場合があります。今回の接続約款変更案では、この場合にも違約金が生じることとなり、問題となります。</p> <p>加えて、中継ダークファイバについては、前述のの経路情報が開示されないという状況を解消するため、NTT 東西において、起点及び終点のほかに経路を選択して申込みを行うことを可能とすることや、事前に中継ダークファイバの経路ごとの空き情報を開示するといった措置を講ずるべきと考えます。</p> <p>現在の中継ダークファイバに係る開示情報について</p>	<p>○ 左記意見に賛同致します。</p> <p>当社は、中継ダークファイバ利用に関し、同一区間で異ルートを選択できるようにすべきであると考えます。これにより、中継ダークファイバを用いたネットワークの信頼性向上が可能となり、お客様への安定的なサービス提供の実現に資するものと考えます。</p> <p>そのため、NTT東・西は中継ダークファイバの経路ごとの空き情報を開示する措置を講じるべきであると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ ご意見に賛同いたします。</p> <p>可能な限り、詳細な情報を開示していただくよう要望いたします。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ ソフトバンク BB 株式会社様、ソフトバンクテレコム株式会</p>	<p>○ 中継ダークファイバの経路が接続事業者の要望に合致しない場合は、まずは事業者間で協議することが適当であるが、NTT東西においては、接続事業者がネットワークの信頼性を向上できる経路構成がとれるよう、その対応に可能な限り努めることが適当である。</p>

ては、起点及び終点とその最長ケーブル長が開示されていますが、実際に経由するルートは開示されていません。網構成において異経路を確保し、障害時にサービスの長時間停止が発生する可能性の低減を図っていますが、経由ルートが確認できないために、希望通りの異経路構成が確保できていることが確認できない状況にあります。電気通信役務の安定的な提供のため、以下の通り中継ダークファイバ経路情報の開示が必要と考えます。

1. 中継ダークファイバの開示情報へのルート情報追加

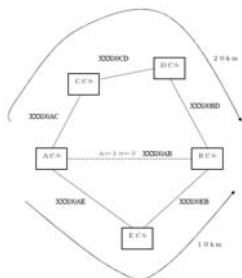
図1の構成において、現状Aビル～Bビル間の開示情報は①のとおりです。これに対し②のように実際に経由するルートの情報を開示することが必要と考えます。

開示情報	起点	終点	ルートコード	ケーブル長	ルート
①	Aビル	Bビル	XXX00AB	20km(最長)	—
②	Aビル	Bビル	XXX00AB	20km(実距離)	A～C～D～B
	Aビル	Bビル	XXX00AB	10km(実距離)	A～E～B

2. 線路設備調査申込回答へのルート情報追加について

前項の開示が不可の場合には、少なくとも線路設備調査申込回答においてルートが決定した段階で、当該ルートに係る前項②の情報を記載することが必要と考えます。

(図1)



社様、ソフトバンクモバイル株式会社様より提出されております意見書の「中継ダークファイバ経路情報の開示が必要」とのご意見に賛同いたします。

(グローバルアクセス、ヴェクタント)

- 中継ダークファイバの経路情報に係るご要望については、現在、ご要望をいただいている接続事業者様と当社との間で協議させていただいておりますが、当社としては、引き続き、真摯に協議させていただきたく考えです。

(NTT東日本、NTT西日本)



(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)		
意見7 自前工事申込後の違約金の算定根拠について、転用に要する期間を6.4ヶ月としているが、その算定根拠を開示等すべき。	再意見7	考え方7
<p>○ 自前工事申込後の違約金の算定根拠について、転用に要する期間を6.4ヶ月としています。算定根拠が不明確なため、特別調査による実績サンプルの詳細情報(サンプル数、調査期間、対象設備の内訳等)を開示すべきと考えます。</p> <p>その際、対象設備として、新設設備を想定しているのか、もしくは現用設備を対象としているのかについても、明示して頂くことを要望します。</p> <p>また、接続約款に規定された本違約金以外に接続事業者が負担する費用が発生しないならば、そのことも明記すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 転用に要する期間の6.4ヶ月については、自前工事に係る実績データを基に算定しているものであり、妥当なものと考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 6.4か月の転用期間は、直近1年間の局舎ごと及び整流器・蓄電池等のコロケーションリソースごとの自前工事申込実績数をもとに、当該実績数で12か月を除いて算出したものである。</p> <p>なお、違約金は接続約款に基づき発生し、それ以外の追加的費用は発生しないことから、あえて違約金以外に追加的費用が発生しない旨を接続約款に明記する必要性はないと考えられる。</p>
意見8 中継ダークファイバが利用できない区間について、接続事業者の負担でWDM装置が設置可能となるように接続約款に所要の規定の整備が必要。	再意見8	考え方8
<p>○ 答申では「07年度末を目処にWDM装置設置義務化の是非について改めて検討することが適当である。」とされているところですが、空き芯線がないことにより中継ダークファイバが利用できない区間について円滑な利用を図るため、接続事業者が接続事業者の負担においてWDM装置の設置を行うことが可能となるよう、接続約款において必要な規定を整備することが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク)</p>	<p>○ WDM装置により波長単位で利用する場合、一芯全体を利用する場合と異なり、次の懸念があるため芯線増設により対応することを基本とすべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信方式、伝送容量等がWDM装置の仕様により決定され、接続事業者が決定できない</li> <li>・故障対応時等にWDM装置の正常性確認等も必要になり、保守の迅速性が損なわれる</li> </ul> <p>ただし、管路の空きがない等、やむを得ない事情がある場合に限定すれば、上記の懸念について</p>	<p>○ 答申に示したとおり、WDM装置の設置については、接続事業者に実需要がどの程度存在するのか、また、WDM装置の設置に伴う既存利用者の收容替え等に係る技術的な問題点等に関して、現時点において必ずしも明らかでない部分がある。このため、今回整備される接続約款に従って、コロケーションリソース等については、まずはその有効活用を図るため、過剰保留抑制のための措置や中継ダークファイバにあっては代替手段等に関する情報の提供の措置を講じるこ</p>

<p>モバイル)</p>	<p>での対策を講じた上でWDM装置を設置することは、有効な措置であると考えます。</p> <p>WDM装置を設置する場合については、第一種指定電気通信設備としてNTT東・西が設置し、NTT東・西も共用することを前提にすべきと考えます。費用については、接続事業者に対し個別負担を求めず、一芯全体を利用する場合とWDM装置により波長単位で利用する場合の接続料を同一とし、接続料全体で費用回収することが適当であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 中継ダークファイバに空きがない場合の対応としては、情報通信審議会答申を踏まえ、まずは今回の接続約款変更内容で整備させていただいた、実際に利用されずに保留されている実態を可能な限り解消する仕組み等を運用した上で、それでもなお空き芯線がない区間について代替的な措置を検討するという順序で対応することが適当であると考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>とが必要である。</p> <p>その上で、なお中継ダークファイバの芯線増設等の需要があれば、これらを勘案しつつ、平成19年度末を目途にWDM装置の設置義務化の是非を検討する際に改めて検討することが適当である。</p>
<p>意見9 コロケーションリソース等の過剰保留を抑制するためには、現在のNTT東西による運用が効率的かつ接続事業者との公平性が確保されているかの検証が必要。</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>
<p>○ また、この考え方 45 で示されているNTT東西と接続事業者側の手続きの公平性がどのように確保されるかについても、本変更案では明確になっていないことから、接続約款中に明記すべきであると考えます。</p> <p>～意見抜粋～</p>	<p>○ 当社利用部門が、手続きの同等性を確保するように求められている設備(DSLAMやひかり電話のルータ等)を当社の局舎に設置する場合には、接続事業者と同等の手続きを行う旨を接続約款に定めて運用しているところであり、当社と接続事業者との間の公正競争環境は整っております。</p> <p>なお、イー・アクセス殿ご指摘の2ビルの空きス</p>	<p>○ NTT東西の利用部門が接続約款の規定に従ってコロケーションリソース等を利用する場合には、他の接続事業者と同等の手続きを行う旨が接続約款に定められているところであり、今回整備される措置についても当該接続約款の規定に基づき、他の接続事業者と等しく適用することが適当である。</p>

<p>コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(案)に対する意見及びその考え方” (考え方 45)</p> <p>コロケーションリソースの過剰保留を抑制するためにNTT東西が講じる措置は、過剰なものとならないようにすべきであり、また、その適用については、NTT東西の利用部門と他の接続事業者との同等性が確保される必要がある。なお、NTT東西により講じられる具体的な措置の適正性については、接続約款の変更認可申請が当審議会に諮問された段階で検討することが適当である。</p> <p>・<u>現行のコロケーションルールの運用に対する検証</u></p> <p>真に、コロケーションリソース等の過剰保留を抑制するためには、現在のNTT東西による運用が効率的でかつ接続事業者間との公平性が確保されているかの検証が前提であり、必要と考えます。</p> <p>当社では局舎のスペース確保が出来なかったNTT東日本エリアの2收容局(公開情報:Dランク)に対して、2007年7月に実地見学を行った結果、以下の状況を確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 收容局1</li> <li>・ 目視確認できた空きスペース:約35ラック分</li> <li>・ 約1年間、公開情報にてDランクが継続</li> <li>・ 收容局2</li> <li>・ 目視確認できた空きスペース:約23ラック分</li> <li>・ 約2年間、公開情報にてDランクが継続</li> </ul> <p>この2收容局とも、長期間にわたって相当数の空きスペースがあったにも関わらず、接続事業者の利用が不可能となっているため、NTT東の設備の利用計画が効率的に行われているかは疑義が残るところです。</p> <p>接続事業者の立場からは、局舎への設備設置が</p>	<p>ペースについては、当社の指定電気通信設備を設置・利用する予定のスペースであり、その旨イー・アクセス殿へも既にご説明させていただいております。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 当社利用部門が、手続きの同等性を確保するよう求められている設備(DSLAMやひかり電話のルータ等)を当社の局舎に設置する場合には、接続事業者と同等の手続きを行う旨を接続約款に定めて運用しているところであり、当社と接続事業者との間の公正競争環境は整っております。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
---	---	--

出来なければ、その收容エリアについては、サービス提供が事実上不可能になるため、NTT東西による適切なリソース割当の実施は、公正競争上の観点からも極めて重要な要素であると認識しています。		
(イー・アクセス、イー・モバイル)		
意見10 局舎スペース等の工事着手から工事完了までの期間について、無期限から最大6ヶ月の期限を設けることは手続きサイクルの短縮化となり、一定の効果は得られる。	再意見10	考え方10
○ 無期限の延長に最大6ヶ月を設けることは、現行の運用に即したものであり、手続きサイクルの短縮化によって、一定の効果は得られると考えます。	—	—
(イー・アクセス、イー・モバイル)		
意見11 局舎スペース等の工事着手から工事完了までの期間の短縮について、「NTT 東西殿の責めに帰すべき事由による期間」を除くことを要望。	再意見11	考え方11
○ 工事着手～工事完了までの期間の短縮について、NTT 東西殿のリソース提供遅れ(例、電力設備提供時期の遅れ等)の可能性がありますので、「NTT 東西殿の責めに帰すべき事由による期間」は除いていただきたいと考えます。	○ 当社の責めに帰すべき事由による期間については、工事着手～工事完了までの期限に係る期間から除く考えです。  (NTT東日本、NTT西日本)	○ NTT東西の再意見に示されているとおり、NTT東西の責めに帰すべき事由による遅延期間については、工事着手から工事完了までの期限に係る期間から除くことが適当である。
(ウィルコム)		

(2) 中継ダークファイバの敷設区間のうち空き芯線がない区間における代替区間等に関する情報提供の手続等

意見12 代替区間の情報提供手続に係る費用を単金化すべき。	再意見12	考え方12
○ 代替区間の情報手続にかかる費用は、単金化されていませんが、代替区間の有無、回答期間等、現時点で不明瞭な手続きの内容を明確化するためにも単金化すべきと考えます。	○ 代替区間の情報提供については、接続事業者様が要望される調査内容・条件等が区々になると想定されることから、当面、実際に調査に要した実費をご負担いただく考えです。	○ 代替区間等に関する情報は申込事業者の要望に応じて提供されるべきものであり、また、申込事業者が要望する代替区間等に関する情報は事業者ごとに区々であり一意に定まるものではないと考えられることから、当該情報提供に係

(イー・アクセス、イー・モバイル)	(NTT東日本、NTT西日本)	<p>る費用について、個別に実費とすることが適当である。</p> <p>ただし、今後、事例が積み重ねられ、代替区間等に関する情報提供が具体的に類型化できた場合には、単金化を検討することが適当と考えられる。</p>
意見13 コロケーションリソース等に空きが生じた場合の情報を電子メール等で提供する場合には、支店・局舎名やルートコード等は最低限必要。	再意見13	考え方13
<p>○ 空きが生じた場合の情報を電子メール等で提供するにあたり、以下の条件を満たさなければ、適切な空き情報の提供とは言えないと考えます。</p> <p>■中継ダークファイバ</p> <p>現在、NTT西が実施している通知メールと同等の運用は、最低限必要と考えます。 (通知メールの記載情報：支店名、局舎名、ルートコード)</p> <p>■局舎スペース等</p> <p>接続事業者が必要とする空き情報の提供を受けたと認識するには、現在実施しているNTT西の中継ダークファイバと同等な運用は最低限必要であり、以下の項目は通知メールの記載内容に必須であると考えます。 (通知メールの記載情報：支店名、局舎名、空いたコロケーション情報)</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 局舎スペース等に新たに空きが生じた旨の情報提供については、現に行っている中継ダークファイバに係る当該情報提供と同様、新たに局舎スペース等の空きが発生した支店名をメールにて通知させていただき考えです。その際、ビル名やランクといった詳細情報については、当該情報を確認いただけたHPアドレスを通知メールに記載させていただきますので、当該HPにてご確認くださいことが可能です。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ NTT東西の再意見においては、電子メールで情報提供する場合は、支店名・ビル名等が確認できるようにする旨が示されていることから、まずはその運用に委ねることが適当である。</p> <p>ただし、今後の運用実態を踏まえ、具体的な問題点等が生じた場合は、必要に応じ、見直しを行うことが適当である。</p>
意見14 中継ダークファイバ・局舎スペース等に関する十分な情報提供や開示情報の更新頻度の増加・改善を行うことが必要。	再意見14	考え方14
○ 接続事業者の申込内容によっては建設が発生することもある加入ダークファイバとは異なり、中継ダークファイバ・局舎スペース等は、NTT東・西の芯線・コロケーションリソースに空きがある場合にのみ貸し出	○ 左記意見に賛同致します。 そもそも、現行の中継ダークファイバ・局舎スペース等に関する開示情報の更新頻度及び精度を上げる必要があります。また、NTT東・西は、相互	○ コロケーションリソース等の空き情報や増設計画に関する情報は、既にNTT東西のホームページ上において公開されており、当該情報に変更となった場合には、NTT東西によって逐次更新さ

されます。

したがって、NTT東・西に実質的な損害は発生しません。接続事業者側の一切の検討期間を無くし、違約金のスキームを導入するのであれば、中継ダークファイバ・局舎スペース等に関する十分な情報提供を行うことが前提であると考えます。

従って、以下のとおり今回の変更案を見直すことが適当であると考えます。

・無駄なコロケーションリソースを保留しないためには、接続事業者の努力が必要である一方、NTT東・西の中継ダークファイバ・局舎スペース等に関する開示情報の更新頻度(現状の更新基準は不明確)及び精度(現状A～Dの4ランクで表示)を上げることや、調査期間を短縮することも大変重要です。NTT東・西においては開示情報の更新頻度の増加・改善と、調査期間の短縮に努めるべきです。

・中継ダークファイバ・局舎スペース等の空きを希望する接続事業者に電子メールで通知する仕組みは、速やかに導入されることが必要です。また、情報提供はNTT東・西の利用部門と公平に、かつ迅速に行われるべきです。

(KDDI)

- 基本的に事前照会回答と公開情報は一致する内容であり、リソースの空き状況確認は、最新の公開情報を閲覧することでも十分可能と考えます。回答受領時には、既に過去の情報となっている事前照会の手続きは全く意味を持ちません。新たな手続きを設けるのではなく、現行の公開情報の精度を上げる必要があると考えます。

また、長期にわたりDランクとなっている収容局について、NTT東西の更改計画、利用計画は、定期的に見直すべきと考えます。

接続点調査等の調査期間を短縮すべきと考えます。

なお、今回の接続約款変更案では、事前照会手続において、従来の相互接続点調査手続等で得られる情報と同様の情報の提供を請求することができるようになりますが、その照会期間は従来の相互接続点調査手続等に要する調査期間に同じとされています。事前照会の手続きは、従来の相互接続点調査等と同等の期間を必要としながら、空きリソースがあっても確保されないため、接続事業者にとって利用する意味がない手続きとなっています。例えば、事前照会の回答を受領した上で相互接続点調査等を行う場合は、その回答期間が短縮される等の措置が講じられるべきと考えます。

(KDDI)

- グローバルアクセス株式会社殿、株式会社ヴェクタント殿、KDDI 株式会社殿、イー・アクセス株式会社殿及びイー・モバイル株式会社殿の上記意見に賛同します。

情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(2007年3月30日。以下、「答申」という。)において、コロケーション等が一層円滑に行われることが目的として、コロケーションリソースの利用を希望する接続事業者に対し、NTT 東西は速やかに情報提供を行う等の措置が講じられるようにすることが適当とされているところです。

情報開示に係る仕組みの導入を早期に実現するとともに、当該情報開示が接続事業者にとって有効に利用でき、NTT 東西の利用部門との同等性を担保されるよう、上記意見に挙げられている開示情報の充実化、迅速な情報提供、更新頻度を高める

れているところであるが、今回の規定整備において、答申等を踏まえ、これらの情報が電子メール等により速やかに提供される仕組みの導入をはじめコロケーションリソース等の有効活用のための仕組みを整備している。

ただし、NTT 東西においては、今後の情報提供の運用において、ホームページ上で公開される情報と実際の設備の状況とに差異が生じないよう、可能な限り更新期間の短縮化に努めることが適当である。

<p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 現在の申し込みはシステムで行われているにも関わらず、事業者公開されているリソース情報はリアルタイム性が無い HP のみの情報となっております。情報提供の観点においても現状以上により高精度かつ即時性の観点で考慮された情報提供が必須と考えます。このような提供がなくては事業者側としては検討・判断することができず、ダークファイバにしるコロケーションにしる実質的に利用できないリソースとなることを懸念致します。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	<p>等の対応が必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ コロケーションリソース等の情報については、当社のホームページにて開示を実施しているところですが、現状においても、リソースの空き状況に変化が生じた都度、随時、速やかに開示情報の更新を行っているところです。</p> <p>また、今般、ホームページにおいて、Dランクの解消に係る情報更新が行われた場合には、要望事業者様に対して「空いたらお知らせメール」を送付する仕組みを整備(中継ダークファイバ、コロケーションリソース)しましたので、本仕組みを活用いただくことで、よりタイムリーに空きの発生情報を入手いただくことが可能になると考えております。</p> <p>なお、当社のコロケーションリソース等の更改計画や利用計画については、必要に応じて見直しを行っているところです。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
---	--	--

## 2. 電柱におけるコロケーション手続の整備

意見15 電柱におけるコロケーション手続の整備に賛同。	再意見15	考え方15
<p>○ 電柱におけるコロケーション手続が整備されることは歓迎いたします。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	—	—
意見16 接続事業者が最終的な電柱添架の実施判断を行うための一定の検討期間を確保し、その期間は違約金を適用しないこととすべき。	再意見16	考え方16
○ 電柱添架申込みについて、例えば相互接続に必要	○ 当社としては、接続事業者様のご意見等を踏ま	○ 接続事業者の指摘のとおり、複数の電柱を一

<p>な POI-BOX を電柱へ設置しようとする場合、コロケーションして利用する電柱は 2 本必要となりますが、電柱添架申込み後の可否回答において 1 本が利用可能、残りの 1 本が利用不可と判断された場合には POI-BOX を設置することが出来ない為、前項の局舎スペース等の場合と同様に接続事業者は申込みの撤回をすることとなります。また、電柱添架可否回答において「電柱建替えが必要」との回答を得た場合には、接続事業者は当該電柱を利用するにあたり多額の電柱改修費用を支払うこととなるため、申込みの撤回をする場合があります。これらの場合において、接続事業者はこのような可否回答結果について事前に知り得ないため、可否回答をもって即座に違約金の適用を開始することは適当ではなく、前項と同様に接続事業者が最終的な電柱添架の実施判断を行うための一定の検討期間を確保し、その期間は違約金を適用しないこととすべきであると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 柱上POIについても中継 DF・局舎コロケと同様に、ピンポイントで電柱を添架申請する事は稀であり、多くは複数の電柱を対象に添架申請すると思われれます。よって、調査回答＝違約金発生は事業者に対するリスクが大きく、契約可否判断のための時間が必要であると考えております。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	<p>え、接続事業者様が接続に必要な装置等を電柱上に設置する場合であって、複数の電柱を一体として利用されることを希望される場合に、一部の電柱が提供不可であった場合の対処について検討する考えです。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>体として利用する場合、一部の電柱に利用不可の回答があったときは、その他の電柱添架もキャンセルせざるを得ないが、この際、違約金が発生することは適当でないと考えられる。</p> <p>したがって、考え方5に準じ、NTT東西においては、複数の電柱を一体として利用する場合の申込手続に係る措置を講ずることが適当である。</p>
<p>意見17 電柱添架の手続に要する期間については、一般添架の場合に比較すると、かなり長めに設定されているので、現実的な標準納期の設定を要望。</p>	<p>再意見17</p>	<p>考え方17</p>
<p>○ 手続きに要する概算期間について、可否回答まで</p>	<p>○ 当社の可否回答に要する期間は1ヶ月以内であ</p>	<p>○ NTT東西の再意見に示されているとおり、可否</p>



<p>1ヶ月以内、個別契約締結まで3ヶ月以内、工事着手まで3ヶ月以内となっておりますが、一般添架の場合の工事まで約4ヶ月(当社の場合の実績値)と比較すると、かなり長めに設定されているようですので、現実的な標準納期の設定をお願いしたいと考えます。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	<p>り、一般添架と同様です。</p> <p>また、個別契約締結及び工事着手までの期間については、主として接続事業者様側の作業に要する期間として定めているものであり、接続事業者様側の対応により短縮いただくことが可能です。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>回答に要する期間は一般添架の場合と同様であり、その他の期間も接続事業者側の対応で短縮可能であるため、変更案にある手続に要する期間に特段の問題はないと考えられる。</p>
<p>意見18 今回の変更案の適用対象となる電柱は、接続事業者が利用する可能性のあるNTT東西の全ての電柱を適用対象とすべき。</p>	<p>再意見18</p>	<p>考え方18</p>
<p>○ 今回の変更案の適用対象となる電柱は、POI-BOX等の「接続に必要な装置等」を設置した箇所の両端の電柱である旨、NTT東・西の主催した説明会(9/12)において説明されました。</p> <p>しかし、NTT東・西と接続事業者の同等性の観点から、接続事業者が利用する可能性のあるNTT東・西の全ての電柱を適用対象とすべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 情報通信審議会答申(接続事業者が第一種指定電気通信設備と接続するために最低限使用する必要のある一又は複数の電柱(光引込線であれば、POI-BOXを設置するために添架することが必要な電柱)について、コロケーションルールを適用することが適当)を踏まえ、光引込線の場合は、POI-BOXを設置した箇所の両端の電柱に限定してコロケーションルールを適用することが適当であると考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 答申に示したとおり、コロケーションルールの目的がボトルネック設備への透明、公平、迅速かつ合理的な条件による接続を確保することであることを踏まえれば、少なくとも、接続事業者が第一種指定電気通信設備と接続するために最低限使用する必要のある一又は複数の電柱について、コロケーションルールを適用することが適当である。</p> <p>その他の電柱へのコロケーションルールの適用の是非については、当該電柱をコロケーションルールに基づかない条件で使用することが、ボトルネック設備への円滑な接続を阻害するか否かという観点から判断することが適当であり、今後、電柱上で相互接続を行う事例が増加する中で、そのような電柱が具体的に類型化できた場合は、コロケーションルールの適用を検討することが適当である。</p> <p>したがって、行政当局において、平成19年度末を目途に電柱におけるコロケーションルールの適用範囲の妥当性について改めて検証することが適当である。</p>
<p>意見19 電柱添架申込みの撤回に係る違約金の算定根拠を開示するとともに、作業時間の妥当性を検</p>	<p>再意見19</p>	<p>考え方19</p>

証すべき。		
<p>○ 電柱添架申込みの撤回に係る違約金の設定は、平成18年度接続料等の作業単金に平均作業時間に乗じて算出されているとされていますが、接続に関する料金の一環として他の接続料や手続費と同様に算定根拠の詳細を開示することが必要と考えます。また、その上で、机上検討に適用する作業単金の妥当性や、特別調査による実績サンプル値とされている作業時間の妥当性を検証することが必要と考えます。るように見直すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 電柱添架申込みの撤回に係る違約金については、ご指摘のとおり、作業単金に平均作業時間に乗じて算出したものですが、平均作業時間については、地域毎に実測した作業時間を平均化したものであり、妥当なものと考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 電柱添架申込みの撤回に係る違約金については、NTT東西の再意見に示されているとおりであり、各支店が管轄する電柱添架手続の平均作業時間に実際費用に基づく平成18年度の認可作業単金に乗じて算出されており、妥当なものと考えられる。</p>

### 3. 加入ダークファイバ・局内光ファイバの申込手続の見直しの整備

意見20 接続事業者の責めによらないやむをえない事情により、申込みの撤回を行う場合や3ヶ月を超えて工事日の通知を行う場合は、変更案の規定の対象外とすべき。	再意見20	考え方20
<p>○ お客様都合等、接続事業者の責めによらないやむをえない事情により、申込みの撤回を行う場合や3ヶ月を超えて工事日の通知を行う場合は、今回の変更案の規定の対象外とすることが適当です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 上記ご意見に賛同いたします。</p> <p>NTT東西殿の責めに帰すべき事由による期間を除くだけでなく、お客様都合等、接続事業者の責めによらないやむを得ない事情も考慮し、規定の対象外としていただくよう要望いたします。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 例示のような事例があった場合は、期限内にお申し出いただければ、保留解除とせず、工事期限の延期等を承認する考えです。</p>	<p>○ 今回の接続約款変更案第34条第6項ただし書きにおいて、事情によっては3ヶ月を超える工事日の指定を認める旨が規定されていることから、NTT東西においては、当該規定に基づき、接続事業者の責めに帰すべき事由以外のものであって、合理的なものであれば、工事日の指定の延長を認めることが適当と考えられる。</p>

	(NTT東日本、NTT西日本)	
意見21 保留解除を実施する1ヶ月前にその事前通知を行い、接続事業者における保留期限の認識、保留継続要否の検討を促すことが必要。	再意見21	考え方21
<p>○ 今回の接続約款変更案では、一定期間をもって自動的に加入ダークファイバに係るリソース保留解除がなされることとされています。この際、事前通知なしで保留解除することは適当ではなく、例えば保留解除が実施される1ヶ月前にその旨事前通知を実施し、接続事業者において保留期限の認識、保留継続要否の検討を促すことが適当と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ リソース保留解除の期限について、接続事業者への事前通知、システムでの閲覧等の実施が必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 左記意見に賛同致します。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 保留解除期限については、加入ダークファイバの申込受付システムにおいて保留解除期限の起算日を閲覧いただくことで、接続事業者様にて、ご確認いただけます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ コロケーションリソース等の過剰保留抑制の観点から、意見にあるような接続事業者における保留期限の認識、保留継続要否の検討を促す方法も有効なものと考えられるが、NTT東西の再意見に示された確認方法もあることから、一義的には、申込事業者たる接続事業者の責任において保留期限の管理をすることが適当である。</p>
意見22 加入ダークファイバや局内光ファイバの違約金の設定について、NTT 東西等の都合で時期が決められるメルクマールによりその額を決定することに反対。また、違約金の額については、手続き及び工事費の額を上限とすべき。	再意見22	考え方22
<p>○ 加入ダークファイバの場合では、現場調査の実施の有無および提供可能時期回答の有無によって、局内光ファイバの場合では、両端設備確定、工事着手及び工事完了のいずれまで手続きが進んでいるかによって、違約金の額を定めておりますが、これらは案件によって時期が変動するほか、NTT 東西殿およびその委託会社の都合で時期が決められるメルクマールによって違約金の額を決定することに反対します。</p>	<p>○ 情報通信審議会答申(実際に要した費用を当該接続事業者が負担する仕組みとすることが適当)を踏まえ、加入ダークファイバであっても、局内光ファイバであっても、接続事業者様の申出によってキャンセルが生じた場合には、当社の作業の進捗度合いに応じてそれまでに実際に要した費用(違約金単金)を当該接続事業者様にご負担いただくことが適当であると考えております。</p>	<p>○ 加入ダークファイバ及び局内光ファイバの違約金については、いずれも各工程における作業内容を実測し、その平均作業時間に実際費用に基づく平成18年度の認可作業単金を乗じて算出等されており、妥当なものと考えられる。</p>

<p>また、申込を撤回しない場合に課されることとなる      手数料及び工事費の額を超える違約金が発生する      ことは費用負担の原則から不適切であると考えてお      りますので、違約金の額については、手数料及び工      事費の額を上限とすべきと考えております。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	<p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
<p>意見23 加入ダークファイバ及び局内光ファイバに      係る違約金の設定については、算定根拠の詳細開      示及び検証が必要。</p>	<p>再意見23</p>	<p>考え方23</p>
<p>○ 加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み      撤回に係る違約金の設定については、前項の意見と      同様に算定根拠の詳細開示及び検証が必要と考え      ます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク      モバイル)</p> <p>○ 加入ダークファイバは、「特別調査による実績サン      プル値」をもとに単金化していますが、NTT西におけ      る実績金額と乖離が見られるため、透明性を確保す      るためにも詳細な情報(サンプル期間、作業内容、作      業時間、調査件数、地域)を開示すべきと考えます。      また、この違約金以外に実費等の追加費用が発生し      ないならば、そのことも明記すべきと考えます。</p> <p>局内光ファイバにおいても同様に、設計、所内工      事を単金化した詳細な算定根拠の内訳を開示すべ      きと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 加入ダークファイバの申込み撤回に係る違約金      のうち机上検討、現地調査に係る部分について      は、情報通信審議会答申を踏まえ、実際に要した      稼働等費用を負担いただくこととし、その費用算定      に用いた平均作業時間は、地域毎に実測した作業      時間を平均化したものであり、また、所内工事に係      る部分は、接続約款に定める工事費の額を準用し      たものであり、それぞれ妥当なものと考えておりま      す。</p> <p>また、局内光ファイバの申込み撤回に係る違約      金については、接続約款に定める局内光ファイバ      に係る接続料金の算定に用いた原価を基に算定し      たものであり、妥当なものと考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>(考え方22と同じ)</p>
<p>意見24 接続料の算定上、申込みの撤回に係る違約      金は接続料原価から除外されるものと理解。</p>	<p>再意見24</p>	<p>考え方24</p>
<p>○ 今回、申込みを撤回した場合の費用を接続事業者      が個別負担する仕組みに変更されるため、接続料算</p>	<p>○ KDDI 株式会社殿の上記意見に賛同します。      2007 年 10 月 1 日提出の弊社共意見書におい</p>	<p>○ 今回個別負担化される加入ダークファイバ及び      局内光ファイバに係る違約金については、接続</p>

<p>定の考え方としては、接続料の原価から申込みの撤回に係る費用を除くことになると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 接続料設定における違約金については接続会計の該当機能部分に別掲して明記し、翌年の接続料算定において控除することで接続料単価の低廉化に反映させ、NTT 東西による二重取りを避けることが必要と考えます。なお、この点については、今回の接続約款変更において適用されることとなる全ての違約金について同様です。</p> <p>加えて、NTT 西日本においては一部で個別契約により光ファイバ回線に関して違約金を徴収している事例があります。今回の接続約款における違約金規定整備が認められる場合、このような個別契約は接続約款規定に一本化されるものと考えますが、従前に支払い済みの違約金が接続料費用から控除されない場合、接続事業者はより高額な接続料を負担するとともに同接続料費用に基づき算定されたより高額な違約金も適用されることとなり、NTT 西日本において過剰な利益を確保することとなるため、適当でないものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>て述べたとおり、接続料設定における違約金については接続会計の該当機能部分に別掲して明記し、翌年の接続料算定において控除することで接続料単価の低廉化に反映させ、NTT 東西による二重取りを避けることが必要と考えます。</p> <p>これまで接続料原価の一部に組み込まれ、広く薄く回収されていたコロケーション等の手続キャンセルに係る費用が、接続事業者において個別負担する仕組みに変更されるため、接続料については当該費用を除いて見直す必要があるものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 違約金として個別に負担をいただいた費用については、接続会計において、接続料原価に関連する費用から控除する考えです。</p> <p>なお、接続会計については、接続会計規則に則り、適切に会計処理を行い、接続会計報告書・接続会計処理手順書を公表しております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>料原価から控除することが適当である。</p> <p>なお、当該違約金の額については、接続料原価算定の適正性及び透明性確保の観点から、接続会計報告書等の中で明らかにすることが適当である。</p>
--	---	---

#### 4. 局舎内等における電気通信設備の安全性等を確保する仕組みの整備

意見25 機器の設置のみならずセキュリティ面、工事全体に対する安全配慮への運用を再検討することが、安全性を確保する上で有効。	再意見25	考え方25
○ 予防措置については、本来、現行の着工前打ち合わせ等で網羅される内容であり、現実には形骸化していると言わざるを得ません。本来の主旨に立ち返	○ この度の電気通信設備の安全性等を確保する仕組みの整備は、当社の通信用建物内で実際に発生した発火・発煙事故を踏まえて必要な措置を講じ	○ 指摘の点について、まずは接続事業者から具体的な提案を示し、これを踏まえNTT東西において検討し、実現可能なものは運用上措置して

<p>り、機器の設置のみならずセキュリティ面、工事全体に対する安全配慮への運用を再検討することが、安全性を確保する上でもより有効であると考えます。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	<p>たものです。</p> <p>その他の有効な措置についても、具体的なお提案を頂ければ検討していきたいと考えております。</p> <p>なお、着工前打合せは工事施工に関する打合せを実施しているものであることから、施工に係る安全性確保のための確認等を実施しているところで</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>いくよう努めることが適当である。</p>
<p>意見26 安全確保のための規定の整備は望ましいが、必要な範囲を超えて厳格化され、円滑な相互接続を妨げることがないようにすべき。</p>	<p>再意見26</p>	<p>考え方26</p>
<p>○ 安全確保のための規定の整備は望ましいことであると考えます。</p> <p>ただし、コロケーション設備の設置条件等に関する運用が、必要な範囲を超えて厳格化され、結果的に円滑な相互接続を妨げることがないようにすべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ コロケーションスペースに義務的設備として設置できる設備の定義があいまいであり、事業者によって設置できる設備が異なったり、NTT 東西殿の支店によって異なったりしております。本仕組みが、設備の設置を NTT 東西殿が拒否する理由として、恣意的に運用されることがないようにチェックするしくみが必要と考えております。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	<p>○ 接続事業者様が設置する電気通信設備の安全性については、当該設備の機能や仕様を踏まえて当該事業者様に自ら確認していただき、その上で、当該事業者様によって安全性が確認されている旨を当社が確認することにより、電気通信設備の安全確保を図る考えです。</p> <p>なお、義務的設備として設置いただける設備か否かの判断にあたって、ご指摘のような問題があるとのことであれば、具体的な内容をご教示いただいた上で、協議させていただく考えです。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 今回の措置により、接続事業者に過度な負担とならないよう、また円滑なコロケーション手続に支障が生じないよう適切な運用に努めることが適当である。</p>
<p>意見27 NTT東西は、通信設備に影響の少ない消火装置の導入(消火剤を散布しないタイプの消火器等)について、積極的に進めていただくことを要望。</p>	<p>再意見27</p>	<p>考え方27</p>
<p>○ 先般発生した発火事故では、局舎設置の消火装置</p>	<p>○ 当社の通信用建物に設置する消火設備について</p>	<p>○ 発火等発生時の緊急措置において、消火活動</p>

<p>によって散布された消火剤による影響が現在も続いております。NTT 東西殿におかれましては、通信設備に影響の少ない消火装置の導入(消火剤を散布しないタイプの消火器等)について、積極的に進めていただくことを要望致します。</p> <p>(ウィルコム)</p>	<p>は、様々な原因によって発生する各種の火災に対応が可能であること、消火活動実施時における通信設備の安定的な稼働が確保できること等を考慮して選定しているところです。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>により、他の事業用電気通信設備に影響を与えない消火装置の選定・配備に努めていくことが適当である。</p>
--	--	---

5. その他

<p>意見28 第92条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第3項では、NTT東西が自前工事の申込みを「当社の業務遂行上支障があるときを除いて」承諾する旨の文言が追加されているが、これは技術的に困難なとき・保守が著しく困難であるとき等が該当し、営業戦略上の要請等は含まないものと理解。</p>	<p>再意見28</p>	<p>考え方28</p>
<p>○ 今回の変更案では、第92条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)の申請内容は、認可され次第速やかな実施となっておりますが、前述のように申し込みに係わる運用前提の見直しが必要となり、情報提供等の整備を含めて両者に対して適切な運用ができるよう認可後、相応の期間を経て実施すべきと考えます。約)第3項において、NTT東・西が自前工事の申込みを「当社の業務遂行上支障があるときを除いて」承諾する旨の文言が追加されています。</p> <p>NTT東・西の主催した説明会(9/12)において、この変更は単なる文言の整備である旨説明されましたが、当該変更は従前と異なる考え方によるものではなく、技術的に困難なとき・保守が著しく困難であるとき等が該当し、営業戦略上の要請等は含まないものと理解しています。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ ご指摘の「当社の業務遂行上支障があるときを除いて」については、従来から適用があった第100条(承諾の限界)と同内容の規定を為念的に第92条第3項においても規定したものであり、第100条において例示されているとおり、その承諾が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるとき等が該当するものと考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>—</p>

意見29 「認可後、速やかに実施」とされているが、システム改修等の整備の完了後に実施すべき。	再意見29	考え方29
<p>○ 「認可後、速やかに実施」とありますが、システムに関わる大幅な手続きの変更が生じる場合は、業務が必要以上に煩雑となり混乱するため、システム改修等の整備が完了してから、実施すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 今回の申請内容は、認可され次第速やかな実施となっておりますが、前述ように申し込みに係わる運用前提の見直しが必要となり、情報提供等の整備を含めて両者に対して適切な運用ができるよう認可後、相応の期間を経て実施すべきと考えます。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	<p>○ 当面は、現行システムにより運用を行うことを考えており、また、大幅な運用変更はないことから、認可後速やかに実施することは可能であると考えております。</p> <p>なお、今後、運用への影響が懸念されるシステム改修等の変更を行う場合には、必要な配慮をさせていただきます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ NTT東西の再意見にあるとおり、今回の規定整備によるシステムの大幅な運用変更がないと認められることから、認可後速やかに実施することが適当と考えられる。</p>
<p>意見30 ダークファイバ設備の標準納期を今回の過剰保留の抑制とあわせて議論を行い事業者側・NTT 東西側双方にメリットのある改訂となることを希望。</p>	<p>再意見30</p>	<p>考え方30</p>
<p>○ 現在、ダークファイバ設備の標準納期は、加入ダークファイバは1ヶ月、中継ダークファイバは1.5ヶ月、局内光ファイバは1.5ヶ月とそれぞれ規定されておりますが、これは平成16年5月以降、見直しが見直されておられません。</p> <p>利用実績を鑑みましても、特段の事情がない限り、ほとんどが標準納期以内に提供されていることから、今回の過剰保留の抑制とあわせて議論を行い事業者側・NTT 東西側双方にメリットのある改訂となることを希望いたします。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	<p>○ 上記ご意見に賛同いたします。</p> <p>NTT 東西殿におかれましては、納期短縮について引き続き業務改善に努めていただき、標準納期の見直しも、適宜実施すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ リソースの過剰保留の抑止策を実施することと、当社の工事等に要する期間の短縮化とは、直接結びつきがあるものではないことから、今回の接続約款変更と同時に、標準的期間の見直しを行う必要はないものと考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 指摘の点は、本件に直接関係のない意見であるが、必要に応じ、まずは事業者間で協議すべき事項と考える。</p>



